

○倉敷市企業版ふるさと納税を活用したまちづくり中核拠点整備費補助金交付要綱

令和5年8月31日

告示第557号

改正 令和6年4月1日告示第179号

令和6年5月24日告示第313号

(目的等)

第1条 この要綱は、地域における魅力やにぎわいの中核となる拠点施設（以下「中核拠点」という。）を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中核拠点の整備を促進し、回遊性向上及び周辺への波及効果を高めることで、活力あるまちづくりを進めることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を法人がした場合において課税の特例の適用を受けることができる制度をいう。

(2) 倉敷美観地区 倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和53年倉敷市条例第42号）に定める伝統的建造物群保存地区及び倉敷市伝統美観保存条例（昭和43年倉敷市条例第63号）に定める伝統美観保存地区をいう。

(3) 町並み保存地区 倉敷市下津井町並み保存地区整備計画（昭和61年倉敷市教育委員会告示第19号）及び倉敷市玉島町並み保存地区整備計画（平成7年倉敷市教育委員会告示第12号）に定める町並み保存地区をいう。

(4) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に基づき策定する本市の立地適正化計画に定める都市機能誘導区域（前2号に掲げる地区を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事務所又は事業所を持ち、法人格を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) まちづくり法人（定款において、まちづくりが目的又は事業として挙げられている法人をいう。）

(2) まちづくり関連法人（過去の実組内容又は事業計画から、当該地区のまちづくり又は商業活性化の担い手として事業に取り組むことができると市長が認める中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体をいう。）

(3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施することを目的に設立された法人

(4) 前2号に類する者のうち、市長が特に適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行っている者

(4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者

(6) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、中核拠点整備であって、かつ、次の要件のいずれにも該当する事業とする。

(1) 地域の歴史、文化、伝統、産業等の個性を活かした魅力向上に資する拠点の整備を行う事業であること。

(2) 総事業費のうち、補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除き、市長が必要かつ適当と認めるものに限る。以下「補助対象経費」という。）が1億円以上

で、かつ、整備後の建物における補助対象部分の延床面積が300平方メートル以上の拠点であり、需要及び人流を生む集客力のあるにぎわい創出に資する拠点の整備を行う事業であること。

(3) 近隣の商工業団体又は事業者等複数の活動主体との連携及び協力体制を構築して行う周辺の回遊性向上に資する拠点の整備を行う事業であること。

(4) 中核拠点を活かしてにぎわい創出につながるイベントの開催、地域住民及び事業者間の交流を生む場づくり、地域の歴史、文化、伝統等の継承につながる情報発信等、まちづくりへの新たな取組を創出する仕組みづくり（以下「ソフト事業」という。）を含み、周辺への波及効果がある拠点の整備を行う事業であること。

(5) 第7条第1項の規定による交付決定の日が属する年度の翌年度中に完了する事業であること。

(6) 次のいずれかの区域内における事業であること。

ア 倉敷美観地区

イ 町並み保存地区

ウ 都市機能誘導区域

(7) 前号ア及びイの区域内における事業については、既存建物を中核拠点として整備するものであること。

(8) 事業の対象となる建物の所有権を有する者、土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、借地権若しくは使用貸借による使用权を有する者等（以下「権利者等」という。）の全員から事業の実施について承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による交付決定前に既に事業を開始している事業については、補助金を交付しない。

（補助金の額等）

第5条 補助対象経費及び区分ごとの補助金の額の算定は、別表に定めるところによるものとし、補助金の額は区分ごとの補助金を合算した額とする。

2 企業版ふるさと納税活用型補助金のための企業版ふるさと納税の募集は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度において、市長が定める期間にて行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の募集開始前に企業版ふるさと納税が終了した場合は、企業版ふるさと納税活用型補助金は交付しない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類（発行から3月以内のものに限る。）
- (3) 第3条第1項各号のいずれかに該当することが分かる書類
- (4) 補助対象経費の明細及び見積書
- (5) 事業対象となる土地及び家屋の登記事項証明書
- (6) 権利者等全員の事業実施についての承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金交付申請書を提出した日が属する年度において補助金の交付の適否を決定し、所定の一般補助金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。ただし、複数の補助金交付申請書の提出があり、予算額を超えるおそれがある場合は、予算の範囲内において最もこの要綱に規定する目的に対し効果があると市長が認める事業に限り交付を決定するものとする。

2 市長は、第5条第2項に規定する企業版ふるさと納税の募集の期間が終了し、企業版ふるさと納税活用型補助金の額が確定したときは、所定の企業版ふるさと納税活用型補助金の交付決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該補助金に係る交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内

容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況等について、市長から要求があったときは、速やかに所定の状況報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第7条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） 補助対象経費の支出を証明する書類の写し

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度において、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、所定の概算払（前払）請求書を徴し、一般補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第2項の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、所定の交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定を受けた事業とは異なる用途に補助金を使用したとき。

(3) 正当な理由なく、第7条第3項又は第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を公益に資するため図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第18条 補助事業者は、市長の承認を受けることなく、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、所定の補助金財産処分承認申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者へ収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(成果等の報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間、市の毎会計年度の終了後 30 日以内に、所定の成果報告書を市長に提出し、補助事業の成果及び事業実施後の運営状況等を報告しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日告示第 179 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市企業版ふるさと納税を活用したまちづくり中核拠点整備費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあったものについて適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年 5 月 24 日告示第 313 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
一般補助金	補助対象事業に必要な経費のうち次に掲げる経費 (1) 仮設工事費、建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、給排水工事費	1,000 万円
企業版ふるさと納税活用型補助金		補助対象経費から 2,000 万円を除いた額を上限とし、補助事業へ交付するものとして寄附された企業版ふるさと納

	費、外構工事費、解体工事費、その他工 事にかかる諸経費 (2) ソフト事業にかかる経費のうち消 耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託 料、賃借料及び補助員人件費	税のうち、市長が定める額
--	--	--------------